

# 通関業務取扱台帳・明細簿 記載要領

令和4年11月

東京税関業務部首席通関業監督官

# 根拠法令

## 通関業法第22条第1項

通関業者は、政令で定めるところにより、通関業務（第7条に規定する関連業務を含む。以下この項及び第3項において同じ。）に関して帳簿を設け、その収入に関する事項を記載するとともに、その取扱いに係る通関業務に関する書類を一定期間保存しなければならない。

## 通関業法施行令第8条第1項

法第22条第1項に規定する帳簿には、通関業者の通関業務を行う営業所ごとに、その営業所において取り扱った**通関業務**（法第7条に規定する**関連業務**を含む。以下この条及び第10条において同じ。）の**種類**に応じ、その**取り扱った件数及び受け取る料金**を記載するとともに、**その一件ごとに、依頼者の氏名又は名称、貨物の品名及び数量、通関業務に係る申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の税関官署又は財務大臣への提出年月日、その受理番号、通関業務につき受け取る料金の額その他参考となるべき事項**を記載しなければならない。

2 省略

3 省略

4 第1項の規定による通関業務一件ごとの明細の記載は、通関業者が保管する第2項第1号に掲げる書類に所要の事項を追記することによってすることができる。

### 通関業務取扱台帳

・取り扱った件数  
及び  
・受け取る料金  
を、  
種類（輸出、輸入又はその他）に応じ  
記載してください。

### 通関業務取扱明細簿

その一件ごとに、  
①依頼者の氏名又は名称  
②貨物の品名  
③貨物の数量  
④書類の提出年月日  
⑤受理番号  
⑥收受金額  
⑦その他参考となるべき事項  
の記載が必要です。

# 通関業務取扱台帳記載要領（税関様式B第1170号）

税関様式B第1170号

## 通関業務取扱台帳

令和 年 月 分

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・ 積戻し申告		
輸入申告 (予備申告を含む。) 等		
その他		
合計		

- (注) 1. この台帳は毎月分についての合計取扱件数及び収受額を記入してください。
2. 「輸入申告等」には、保税蔵置場蔵出輸入申告、保税工場移出輸入申告、総合保税地域総保出輸入申告及び輸入許可前引取貨物の輸入申告のほか、保税蔵置場蔵入承認申請、保税工場移入承認申請、保税展示場蔵置等承認申請、総合保税地域総保入承認申請及び輸入許可前貨物引取承認申請等を含みます。
3. 「その他」は、外国貨物の輸入申告に際して、保税蔵置場蔵入承認申請、保税工場移入承認申請、保税展示場蔵置等承認申請、総合保税地域総保入承認申請及び輸入許可前貨物引取承認申請等に関する申告（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいうものを除く。）、関税法第7条第1項の承認の申請、修正申告（輸入の許可の申請を含む。）、特例申告貨物の輸入申告（当該特例申告貨物に係る輸入申告に係る輸入申告に別紙を添付している場合を除く。）、関税法その他の関税に関する法律の規定に基づき輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請、その他の関税に関する法律の規定に基づき輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請、その他の関税に関する法律の規定に基づき輸出又は輸入に関して必要とする許可等の申請の作成を計上してください。当該金額に割増又は割引がある場合には、割増又は割引後の金額を計上してください。なお、料金表に掲載している料金の額に含まれない実費を別途収受した場合は、当該実費の計上は要しません。
5. 申告、申請に先行し、後続し、又はこれと同時にされる一連の手続を一括して請け負う場合であって、個々の手続の料金額を分割して計上することが困難であるときは、主な取扱業務の欄にまとめて収受額を計上して差し支えありません（例えば、輸出申告及び他法令手続を一括して〇〇円収受した場合は、「輸出申告・積戻し申告」欄に1件・〇〇円を、「その他」欄に1件（収受額の計上は不要。）を計上。）。
6. 取扱件数については、申告の欄数の多寡にかかわらず、申告等の実件数（1申告=1件）を計上してください。

通関業務や  
関連業務の種類  
(輸出、輸入又はその他)

取り扱った件数

受け取る金額  
※千円単位

(規格A4)

# 通関業務取扱明細簿記載要領（税関様式B第1171号）

④税関官署または財務大臣への提出年月日

⑤その受理番号

税関様式B第1171号

⑥受ける料金の額

## 通関業務取扱明細簿

申告等 年月日	貨物		通関業務		依頼者の氏名 又は名称	収受額	備考
	品名	数量	種類	申告等 の番号			
	②品名	③数量	例 ・輸出 ・輸入 ・見本持出 ・食品届		①依頼者の氏名 又は名称		⑦その他参考 となる事項 (あれば)

「その1件ごとに」記載をしてください。  
例えば食品届を請け負っていれば、当該食品届の①～⑦を記載する必要があります。

申告書等の通関書類に必要な事項を追記したものでかまいませんが、上記①～⑦を必ず網羅してください。

2. 「収受額」には、料金表に基づき収受した金額を計上してください。当該金額に割増又は割引がある場合には、割増又は割引後の金額を計上してください。なお、料金表に掲載している料金の額に含まれない実費を別途収受した場合は、当該実費の計上は要しません。
3. 申告、申請に先行し、後続し、又はこれと同時にされる一連の手続を一括して請け負う場合であって、個々の手続の料金額を分割して計上することが困難であるときは、主な取扱業務の欄にまとめて収受額を記載して差し支えありません（例えば、輸出申告及び他法令手続を一括して〇〇円収受した場合は、当該輸出申告の「収

明細簿は税関様式B-1171号でなくても任意の様式でかまいませんが、種類（輸出、輸入又はその他）ごとに上記①～⑦を網羅したものを作成してください。

# 取扱明細簿～取扱台帳～営業報告書の流れ

通関業務取扱明細簿 (B-1171)

その他明細簿  
R4.11月分

輸出明細簿  
R4.11月分

輸入明細簿  
R4.11月分

通関営業所毎の  
日々の取扱明細簿の記帳が



通関業務取扱台帳 (B-1170)

R4.11月分

通関営業所毎の毎月の  
取扱台帳の数字となり

通関業営業報告書  
(B-1190、B-1190-2、B-1190-3、B-1190-4)

R4.4月～  
R5.3月

通関業者としての年1回 (6/30提出) の  
営業報告となります

※日々の正しい記帳をお願いします

# 取扱台帳→営業報告書

税関様式B第1170号		
通関業務取扱台帳		
令和4年4月分		
取扱業務	取扱件数	収受額(千円)
輸出申告・積戻し申告	3	15
輸入申告等 (予備申告を含む)	5	25
その他		
合計		

税関様式B第1170号		
通関業務取扱台帳		
令和5年3月分		
取扱業務	取扱件数	収受額(千円)
輸出申告・積戻し申告	6	35
輸入申告等 (予備申告を含む)	11	55
その他	5	25
合計	22	115

成田営業所  
取扱台帳  
12か月分



## (株)カスタムス通関サービス 営業報告書 (第2表)

営業所別内訳

〔主たる営業所名：**成田営業所**、所在地管轄税関：**東京**〕

取扱業務	取扱件数	収受額(千円)
輸出申告・積戻し申告	72	360
輸入申告等 (予備申告を含む)	120	600
その他	60	300
合計	252	1,260
通関業務関係資産	事務所 120 m <sup>2</sup>	NACCS 利用可能端末 4 台
備考		

# 取扱明細簿・取扱台帳記載例

(株)カスタムス通関サービス 成田営業所 の場合

R4.11月分 成田営業所 取扱明細簿（輸入）

	申告年月日	許可年月日	種類	申告番号	輸入者名	品名	数量 (CT)	收受額
1	2022.11.1	2022.11.1	IC	111 1111 1110	(株)税関航空	プラスチックケース	100	¥5,000
2	2022.11.2	2022.11.2	BP	111 1111 1120	CUS ART(株)	絵画	1	¥5,000
3	2022.11.5	2022.11.5	カルネ	1000-〇〇〇	(株)TOMS JEWELRY	宝石	1	¥5,000
4	2022.11.20	2022.11.20	ISW	111 1111 1131	(有)ゼーカン食品	木製食器等	2	¥5,000
5	2022.11.25	2022.11.25	IBP	111 1111 1141	CUS ART(株)	絵画	1	¥5,000
6	2022.11.30	2022.12.1	IC	111 1111 1150	(有)ゼーカン食品	陶器製食器	50	¥5,000
合計							6件	¥30,000

R4.11月分 成田営業所 取扱明細簿（輸出）

	申告年月日	許可年月日	種類	申告番号	輸出者	品名	数量 (CT)	收受額
1	2022.11.5	2022.11.5	輸出	111 2222 1110	(株)税関航空	プラスチックケース	50	¥5,000
2	2022.11.25	2022.11.25	積戻	111 2222 1121	(有)ゼーカン食品	紙ナプキン	2	¥5,000
3	2022.11.30	2022.11.30	カルネ	1000-〇〇〇	(株)TOMS JEWELRY	宝石	1	¥5,000
合計							3件	¥15,000

税関様式B第1170号

## 通関業務取扱台帳

令和4年11月分

取扱業務	取扱件数	收受額（千円）
輸出申告・ 積戻し申告	3	15
輸入申告 等 (予備申告を含む。)	6	30
その他		
合計		

# 取扱明細簿・取扱台帳記載例

## R4.11月分 成田営業所 取扱明細簿（その他（OLT））

	申告年月日	承認年月日	OLT番号	依頼者	品名	数量 (CT)	收受額
1	2022.11.5	2022.11.5	111 3333 1110	(株)税関航空	プラスチックケース	100	¥5,000
2	2022.11.20	2022.11.20	111 3333 1120	(有)ゼーカン食品	木製食器等	2	¥5,000
					合計	2件	¥10,000

## R4.11月分 成田営業所 取扱明細簿（その他（食品届））

	届出済年月日	食品届出番号	依頼者	品名	数量 (CT)	收受額
1	2022.11.20	111 4444 1110	(有)ゼーカン食品	木製食器	1	¥5,000
2	2022.11.20	111 4444 1120	(有)ゼーカン食品	紙ナプキン	1	¥5,000
3	2022.11.30	111 4444 1130	(有)ゼーカン食品	陶器製食器	50	¥5,000
					合計	3件 ¥15,000

## R4.11月分 成田営業所 取扱明細簿（その他）

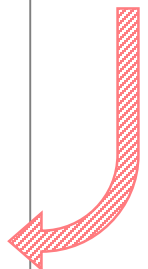
	申告年月日	許可年月日	種類	申告番号	依頼者	品名	数量 (CT)	收受額
1	2022.11.5	2022.11.5	滅却	1000-0001	(株)税関航空	プラスチックケース	1	¥5,000
2	2022.11.21	2022.11.21	見本持出	111 5555 1110	(有)ゼーカン	紙ナプキン	1	¥5,000
3	2022.11.30	2022.11.30	修正申告	111 2222 1201	アパレル税関(株)	衣類	2	¥5,000
4	2022.11.30	2022.11.30	機用品積込承認	111 4444 5555	(株)税関航空	カトラリー	2	¥5,000
						合計	4件	¥20,000

税関様式B第1170号

### 通関業務取扱台帳

令和4年11月分

取扱業務	取扱件数	收受額（千円）
輸出申告・ 積戻し申告	3	15
輸入申告 (予備申告を含む。) 等	6	30
その他	9	45
合計	18	90





# 取扱明細簿・取扱台帳記載例

通関業務取扱明細簿は申告書等への所要の事項を追記することによって明細簿に代えることができます。

申請番号		税関様式C第3170号	
○○○○-○○		減却（廃棄）承認申請書	
東京 税関長 殿		令和 ○年 ●月 ●日	
申請者		住所 東京都港区○○△-□-●	
氏名又は名称		税関通運(株)	
下記の物品を減却（廃棄）したいので申請します。			
※ 適用 法令	イ. 関税法第45条第1項（第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7、第62条の15） ロ. 関税法第65条第1項 ハ. 関税法第65条第2項により準用される同条第1項 ニ. 関税法第65条の2第1項 ホ. 関税定率法第17条第5項 ヘ. 関税定率法第20条第2項 ト. 関税定率法施行令第61条により準用される同法施行令第11条第2項		
記号・番号	品名	個数	数量
○○○○	クッキー	100pcs	1CT
輸入許可税関		輸入許可等の 年 月 日	
		輸入許可書等 番 号	
蔵置場所	○○○○		
減却（廃棄）の日時	2022年●月●日		
減却（廃棄）の方法・ 場所	(株)△□産業による焼却		
積載船舶（航空機） の名称及び 入港年月日	NH80000便 2022年△月△日		
減却（廃棄）の理由	他法令取得不備のため		
(注) 1. この申請書は2通提出して下さい。 2. この申請書は、輸入の許可書又はこれに代わる税関の証明書を添付して下さい。 3. 廃棄承認申請書として使用する場合には、廃棄することがやむを得ないものであることを証する書類を添付して下さい。 4. ※印の欄は該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。			
(規格A4)			
依頼者：(株)○○○ 収受金額：¥5,000			

# 取扱明細簿・取扱台帳記載例

関税修正申告控 (内国消費税等修正申告控兼用) 1 / 2  
 あて先税関 TOKYO 提出先 04 都道府県 13 申告年月日 2022/07/08 申告番号 123 4567 8900

申告者住所 青海税関商事(株)  
 東京都江東区青海△-□-●  
 電話  
 税関事務管理人

輸入取引者 税関通運(株) 通関士コード

申告理由 [ 3 ] 会計検査 [ ] 国税通則法 [ 1 ]  
 納付方法 [ R ] 口座識別 [ G ] 社内整理用番号 BA-202108-7001  
 申告者(入力) - 輸入取引者(入力) -

受入科目 増加税額合計 受入科目 増加税額合計  
 関税 ¥0 F 消費税 ¥7,700  
 A 地方消費税 ¥2,200

< 01 欄 >	修正申告前		修正申告後		構成
					2枚 2欄 (増加税額)
輸入申告番号	関税				
申告年月日 111 2222 3330	課税標準額	¥7,026,978		¥7,117,853	
許可年月日 2022/1/30	課税標準数量				
特例申告期限日	品目番号	9405.91-000 6	FREE	9405.91-000 6	
品名 P/T FOR LAMP, ETC. OF GLASS	税率	FREE	FREE		
	税額	¥0		¥0	
	課税標準額	¥7,026,978		¥7,117,853	
	課税標準数量				
	種別・税率	F4 7.8%	F4 7.8%		
	税額	¥548,028		¥555,126	
	課税標準額	¥548,000		¥555,100	
	課税標準数量				
	種別・税率	A4 22/78	A4 22/78		
	税額	¥154,564		¥156,566	
	課税標準額				
	課税標準数量				
	種別・税率				
	税額				

その他の訂正事項

貨物の個数：〇〇個 收受金額：¥5,000

参考事項

[税関記入欄]

審査印 審査印

# 取扱明細簿・取扱台帳記載例

## よくある不備の例その1

2022年10月取扱明細簿

輸入申告日	輸入申告番号	輸入者名	品名	数量	取扱料金	他法令等手続	他法令等料金
2022 10/20	〇〇〇〇	(株)有明貿易	△△	1ctn	¥8,000	食品届	¥5,000
2022 10/21	〇〇〇〇	(株)東京商会	××	2pcs	¥8,000	保税運送	¥5,000
2022 10/22	〇〇〇〇	青海商事(株)	□〇	9ctn	¥10,800	修正申告	¥5,000



輸入明細簿とその他明細簿を同じ行に記帳した場合、その他明細簿に係る申告等番号（食品届出番号・保税運送承認番号・修正申告番号等）や申告等年月日の記帳漏れが散見されます。

## よくある不備の例その2

通関業務取扱台帳

令和4年7月分

取扱業務	取扱件数	収受額（千円）
輸出申告・積戻し申告	<b>53</b>	<b>267</b>
輸入申告 (予備申告を含む。) 等	<b>227</b>	<b>2834</b>
その他	<b>16</b>	<b>48</b>
合計	<b>296</b>	<b>3149</b>

輸出件数内訳

区分	件数
輸出大額	<b>30</b>
輸出少額	<b>10</b>
つづき枚数	<b>13</b>
合計	<b>53</b>

H29.10月の通関業法基本通達改正後は、申告欄数の多寡に関わらず申告の実件数（1申告=1件）を計上することとなっております。

